

# 特定建築物一覧

○ 法第6条1号指定  
特定建築物

多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの（特定行政庁による指導及び助言の対象となる建築物）

		建築物の用途	階数（以上）		延べ床面積（以上）	
法第6条1号本文	1	幼稚園	2	かつ	500 m <sup>2</sup>	
		小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下、「小学校等」という）。	2	かつ	1000 m <sup>2</sup>	
		学校（幼稚園、小学校等を除く）	3	かつ	1000 m <sup>2</sup>	
	2	体育館	-		1000 m <sup>2</sup>	
	3	病院	3	かつ	1000 m <sup>2</sup>	
	4	劇場				
	5	観覧場				
	6	集会場				
	7	展示場				
	8	百貨店				
9	事務所					
10	老人ホーム	2	かつ	1000 m <sup>2</sup>		
政令第2条指定	1	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		3	かつ	1000 m <sup>2</sup>
	2	診療所				
	3	映画館、演芸場				
	4	公会堂				
	5	卸売市場又はマーケットその他の物品販売機を営む店舗				
	6	ホテル又は旅館				
	7	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿				
	8	老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	保育所	2	かつ	500
			保育所を除く	2	かつ	1000 m <sup>2</sup>
	9	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		2	かつ	1000 m <sup>2</sup>
	10	博物館、美術館又は図書館		3	かつ	1000 m <sup>2</sup>
	11	遊技場				
	12	公衆浴場				
	13	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
	14	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	15	工場				
	16	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いのように供するもの				
	17	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
18	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					

○ 法第6条2号指定 特定建築物	火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
---------------------	---

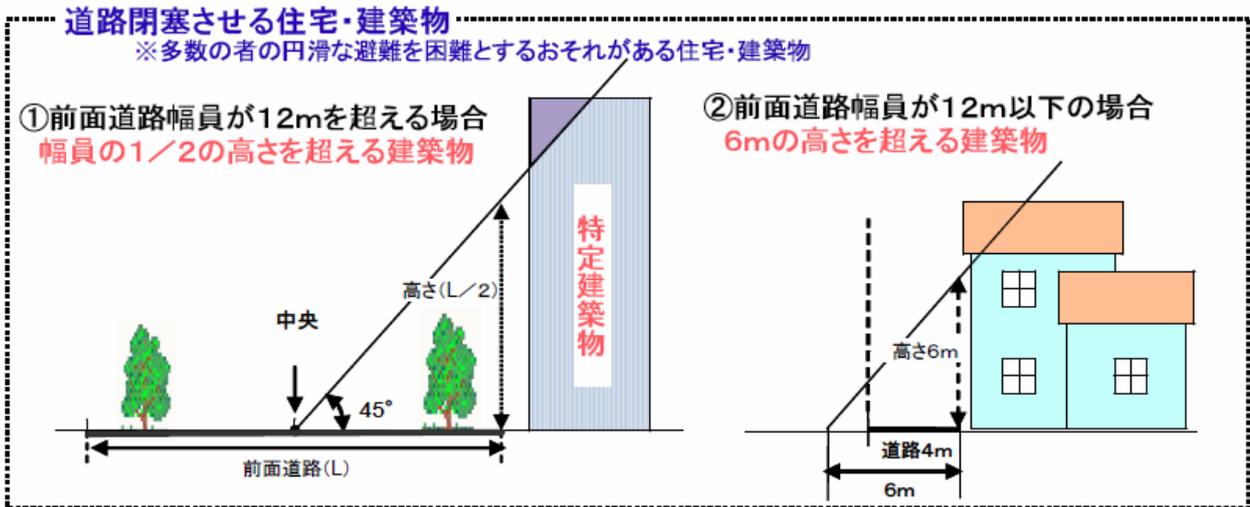
危険物の種類	
法第6条第2号	1 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項 に規定する危険物（石油類を除く。）
	2 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
	3 マッチ
	4 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
	5 圧縮ガス
	6 液化ガス
	7 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項 に規定する毒物又は同条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

☆ 危険物の数量については、資料1の耐震改修促進法施行令第3条2項をご覧ください。

○ 法第6条3号指定 特定建築物	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの
---------------------	---

施行令第4条	そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。	
	前面道路の幅員	道路閉塞の恐れがある建築物の部分と前面道路境界線までの距離に加える距離
	イ 十二メートル以下の場合	六メートル
ロ 十二メートルを超える場合	前面道路の幅員の二分之一に相当する距離	

<イメージ図>



耐震改修促進法第5条第3項1号に基づく緊急輸送道路

緊急輸送道路ネットワーク（1次）			
(Km)			
道路種別	道路名称	延長	DID区 間延長
国土開発幹線 自動車道路等	九州横断自動車道 長崎大分線	34.9	0.0
一般国道	34号	75.2	19.0
一般国道	35号	17.5	8.8
一般国道	57号	62.9	3.0
一般国道	202号	95.3	9.8
一般国道	204号	83.3	9.1
一般国道	205号	23.2	1.8
一般国道	206号	49.1	7.7
一般国道	207号	23.7	4.6
一般国道	251号	59.6	3.4
一般国道	382号	107.7	0.4
一般国道	383号	3.8	0.0
一般国道	384号	78.6	2.5
一般国道	444号	14.3	2.9
一般国道	497号	17.2	0.0
一般国道	498号	10.7	3.0
主要地方道	佐世保日野松浦線	25.4	0.7
主要地方道	勝本石田線	11.2	0.0
主要地方道	有川新魚目線	0.2	0.0
主要地方道	福江富江線	13.9	2.5
主要地方道	福江空港線	3.2	0.8
主要地方道	上対馬豊玉線	50.4	0.0
主要地方道	有川奈良尾線	22.7	0.0
主要地方道	若松白魚線	4.7	0.0
主要地方道	玉之浦大宝線	9.5	0.0
主要地方道	対馬空港線	0.8	0.0
主要地方道	壱岐空港線	2.7	0.0
主要地方道	上五島空港線	11.9	0.0
主要地方道	長崎空港線	2.7	2.7
主要地方道	柚木三川内線	13.1	0.0
主要地方道	栗木吉井線	10.0	0.0
一般都道府県道	昭和馬町線	2.8	2.0
その他道路	臨港道路	6.0	0.0
合計		948.2	84.7

緊急輸送道路ネットワーク（2次）			
(Km)			
道路種別	道路名称	延長	DID区 間延長
一般国道	207号	28.5	4.0
一般国道	251号	54.6	0.0
一般国道	324号	7.6	7.8
一般国道	382号	4.1	0.0
一般国道	383号	29.8	0.0
一般国道	384号	23.9	0.0
一般国道	389号	45.3	0.0
一般国道	499号	27.3	7.5
主要地方道	佐世保嬉野線	7.8	0.0
主要地方道	佐世保日野松浦線	9.7	2.9
主要地方道	佐々鹿町江迎線	28.8	0.0
主要地方道	川棚有田線	11.5	0.8
主要地方道	東長崎長与線	13.7	1.3
主要地方道	大瀬戸西彼線	13.0	0.0
主要地方道	福江荒川線	14.8	0.5
主要地方道	勝本石田線	11.1	0.0
主要地方道	巖原町豆酸美津島線	60.0	1.0
主要地方道	有川新魚目線	14.4	0.0
主要地方道	福江岐宿線	21.6	0.0
主要地方道	野母崎宿線	45.8	2.5
主要地方道	香焼江川線	2.3	2.3
主要地方道	平戸田平線	38.0	0.0
主要地方道	平戸生月線	14.1	0.0
主要地方道	崎戸大島線	12.2	0.0
主要地方道	諫早飯盛線	9.4	0.6
主要地方道	西彼太田和港線	7.4	0.0
主要地方道	棧原小茂田線	17.9	0.1
主要地方道	木坂佐賀線	5.5	0.0
主要地方道	栗木吉井線	6.5	0.0
主要地方道	神ノ浦港長浦線	15.3	0.0
主要地方道	御厨田代江迎線	3.2	0.0
主要地方道	上県小鹿港線	2.7	0.0
主要地方道	郷ノ浦沼津勝本線	12.4	0.0
主要地方道	小浜北有馬線	14.5	4.0
主要地方道	大島太田和線	1.1	0.0
一般都道府県道	福島伊万里線	6.9	0.0
一般都道府県道	竹敷鶏知線	6.3	0.0
一般都道府県道	湯ノ本芦辺線	10.3	0.0
一般都道府県道	小値賀循環線	10.8	0.0
一般都道府県道	奈留島線	13.5	0.0
一般都道府県道	雲仙神代線	11.1	0.0
一般都道府県道	黒瀬馬込港線	2.9	0.0
一般都道府県道	寺島馬込港線	1.6	0.0
一般都道府県道	松浦江迎線	7.6	0.0
一般都道府県道	大浦比田勝線	12.9	0.0
一般都道府県道	長崎漁港村松線	7.0	1.0
一般都道府県道	瀬浦巖原港線	11.9	0.0
一般都道府県道	貝津岳浜ノ畔線	15.2	0.0
一般都道府県道	比田勝港線	1.8	0.0
その他の道路	広域農道	22.4	0.0
その他の道路	広域農道	12.9	0.0
合計		790.9	36.3

